

しって
知っていますか？

がいこくじん ざいりゅうかんり きび ほうあん
外国人の在留管理を厳しくするための法案が
こっかい しんぎ
国会で審議されています。

がいこくじんとろうくしょう ざいりゅうかーど かわります
外国人登録証がIC在留カードに変わります

「あらたな ざいりゅうかんりせいど」と「がいこくじんじゅうみん」の「じゅうみんひょう」をつくるた
めに、にゅうかんほう じゅうみんきほんだいちょうほう かいいていあん こっかい ていしゅつ
入管法・住民基本台帳法の改定案が国会に提出されています。

あらたしく よてい ざいりゅうかんりせいど
新しくつくられる予定の「在留管理制度」では、がいこくせきしゃ こじんじょうほう
入管局が一つにまとめて管理します。これをもとに、げんざい がいこくじん
とうろくしょう かわって IC チップつきの ざいりゅうかーど ぱっこう よてい
登録証に代わってICチップつきの在留カードが発行される予定です。

また じゅうきほうかいいていあん がいこくせきしゃ ぎょうせいさーびす ていきょう
また住基法改定案では、外国籍者に行政サービスを提供するための

じゅうみんひょうさくせい おこなえる めざされて
住民票作成を行えるようにすることが目指されています。

ざいりゅうかーど つね もちあるかなくて
IC在留カードも、常に持ち歩かなくてはなりません

ざいりゅうかーど たいしゅう かげつ こえる ざいりゅうまかん ざいりゅう
IC在留カードの対象になるのは、3か月を超える在留期間をもつ在留
しかく がいこくせきしゃ ちゅうちようきざいりゅうしゃ たいしゅうしゃ がいしゅつ
資格のある外国籍者（中長期在留者）です。対象者は、外出するさ
いは つね ざいりゅうかーど もちあるかなくて
いは常にIC在留カードを持ち歩かなくてはなりません。

にゅうかんきょく とどけで
入管局にさまざまな届け出をしなければなりません

- 1 ざいりゅうかーど がいこくじんとろうくしょう ことなりにゅうかんきょく ぱっこう
IC在留カードは、外国人登録証と異なり入管局で発行されます。
- 2 にゅうかんきょく とどけで
入管局にさまざまな届け出をしなければなりません。いはん ばっきん
あり、また ざいりゅうしかく とりけし ばあい じこうさんしょう
あり、また在留資格が取消しになる場合もあります。（次項参照）

< ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅうしかく ざいりゅうまかん 3かげつ こえる
もの者 >

じゅうしょ へんこう ばあい いない しちょうそん とどけでるひつよう
住所の変更がある場合、14日以内に市町村に届け出る必要があります。こ

のじょうほう しちょうそん にゅうかんきょく つたえられます
の情報は、市町村から入管局に伝えられます。

< にほんじん はいぐうしゃなど えいじゅうしゃ はいぐうしゃなど ざいりゅうしかく ばあい
> 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格の場合

はいぐうしゃ りこん しべつ ばあい いない にゅうかんきょく とどけでるひつよう
配偶者と離婚または死別した場合、14日以内に入管局に届け出る必要が
あります。

< じんぶんちしき こくさいぎょうむ ぎじゅつ ぎのう りゅうがく けんしゅう など ざいりゅうしかく
の場合 >

しよぞくまかん なまえ じゅうしょ など にゅうかんきょく とどけでなければ しよぞく
所属機関の名前・住所などを入管局に届け出なければなりません。所属

まかん へんこう じんぶんちしき こくさいぎょうむ ぎじゅつ ぎのう ざいりゅうしかく
機関の変更、また「人文知識・国際業務」「技術」「技能」などの在留資格

ばあい けいやく しゅうりょう あらた けいやく ていけつ いない
の場合は、契約の終了や新たな契約の締結などについても、14日以内に

にゅうかんきょく とどけでるひつよう
入管局に届け出る必要があります。

こんなときには、在留資格を取り消される場合があります

<「中長期在留者」(在留資格がありその在留期間が3ヶ月を超えるもの)>

住所変更の届け出を90日以内に行わなかった場合、在留資格取消の対象となる可能性があります。

<「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格の場合>

別居など、配偶者としての活動を3月以上継続して行っていない場合、在留資格取消の対象になります。

<「人文知識・国際業務」「技術」「技能」「留学」「研修」等の在留資格の場合>

認められた在留資格に応じた活動を3月以上継続して行っていない場合、在留資格取消の対象となる可能性があります。

非正規滞在者や難民申請者は排除されます

IC在留カードは、非正規滞在者や難民申請者には発行されません。また

外国籍者の「住民票」も、仮滞在許可者や一時庇護許可者以外の難民

申請者や非正規滞在者は対象外となります。このため、非正規滞在者や

難民申請者は、学校や病院などにますます通いにくくなるおそれがありま

す。

入管局は、外国籍者の個人情報をもとめて管理することになります。

そのため外国籍者から集めた個人情報を、所属機関などから集めた個人情報とマッチングし在留資格の変更や在留期間の更新の審査に利用するおそれがあります。

わたしたちは、この法案に反対しています。

これらの法案に抗議する集会とデモを行います!

ぜひ参加してください!!

集会日時: 5月24日(日)

14:00-15:30 集会 16:00-17:00 デモ

場所: 交通ビル地下1階

とうきょうとみなとくしんばし
(東京都港区新橋5-15-5)



JR新橋駅(鳥森口)より徒歩6分

対象になる外国籍者の意見も聞かずに、このような

法案を審議している日本政府に抗議しましょう!